

2019 年度 英国現代奴隷法に関する声明

日本航空株式会社(以下「当社」)は、英国現代奴隷法第 54 条の定めに基づいて、JAL グループ及びそのサプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引を防止するための取り組みにつき、以下の通り開示します。

1. JAL グループについて

・組織と事業の概要

1951 年に創立した JAL グループは、当社・子会社 81 社及び関連会社 55 社により構成されており、連結従業員数は 35,653 人を抱え、航空運送事業及びその他事業を営んでいます(2020 年 3 月 31 日現在)。

航空運送事業においては、368 都市(コードシェアを含む)に乗り入れている他、空港旅客サービス、グランドハンドリング、整備、貨物、旅客販売、空港周辺事業等を営んでいます。

また、その他事業として、旅行の企画販売事業、クレジットカード事業等を営んでいます。

英国においては、航空事業を営む当社がロンドン・ヒースロー空港に就航しており、連結子会社で旅客販売業を営む EURO-CREATIVE TOURS (U.K.) LTD、

JALPAK INTERNATIONAL(EUROPE)B.V. がロンドンに拠点を構え、事業を行っています。

事業の概要については以下の URL からご覧いただけます。

<https://www.jal.com/ja/outline/route.html>

http://www.jal.com/ja/investor/highlight/biz_data.html

・サプライチェーン

JAL グループは、航空運送事業を中心に事業を運営しており、そのバリューチェーンは、路線構築、各種調達、システム開発・保守、広報・広告、旅客販売、空港旅客サービス、グランドハンドリング、貨物・物流、航空便運航、リテール、機体整備等に渡り、また調達品目は航空機、燃料、機内物品等を中心に、業務委託による役務サービスを含みます。

・JAL グループ企業理念

JAL グループは、「企業価値を高め、社会の進歩発展に貢献」することを企業理念として掲げています。また、JAL グループ社員が持つべき意識・価値観・考え方として「JAL フィロソフィ」を策定し、その実践を通じて企業理念の実現を目指しています。

詳細については以下の URL からご覧いただけます。

<http://www.jal.com/ja/outline/philosophy/>

2. 奴隷労働と人身取引の防止に関する方針

JAL グループは 2004 年 12 月より、国連が提唱する「グローバル・コンパクト」に参加しており、世界に向けて「それぞれの企業活動において人権を尊重すること」を宣言しています。そして、人権の尊重が普遍的な価値であり、企業理念の実現と一致するとの考えに基づき、以下の方針等を定め、人権尊重の責任を果たします。

・JAL グループ行動規範

2019 年度に、JAL グループ行動規範を定め、本規範における「一人一人の尊重と働きがい（人権・労働）」の項目において、あらゆる人々の人権を尊重する責任を果たすとともに、自らの事業行動の結果、人権の侵害に加担したりすることがないように行動することとしています。

詳細については以下の URL からご覧いただけます。

<http://www.jal.com/ja/sustainability/codeofconduct/>

・JAL グループ人権方針

国際人権章典、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」、および、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、また、JAL グループ行動規範「一人ひとりの尊重と働きがい（人権・労働）」に関する方針として、2019 年度に「JAL グループ人権方針」を掲げました。この方針に基づき、あらゆるステークホルダーに対する人権への負の影響を防止し、軽減する取り組みを進めることを宣言しました。

詳細については以下の URL からご覧いただけます。

http://www.jal.com/ja/sustainability/human/human_rights/

・JAL グループサプライヤー行動規範

JAL グループ行動規範は、サプライヤーにも同内容の遵守を求めており、JAL グループとそのサプライチェーン上において、奴隷労働と人身取引を防止するため「JAL グループサプライヤー行動規範」を日本語、英語、中国語にて定めています。本規範は、国連「グローバル・コンパクト」の原則に基づき、(1) 品質確保、(2) 人権・労働、(3) 職場環境における安全衛生、(4) 環境、(5) ビジネスマネジメント、(6) サプライヤーへの展開、(7) 地域や社会への貢献、(8) 社内の取り組み体制の構築の 8 つの項目から構成され、JAL グループでは全てのサプライヤーに本規範の理解・遵守をお願いしています。

詳細については以下の URL からご覧いただけます。

<http://www.jal.com/ja/outline/client/>

3. 自社とサプライチェーンにおける奴隷労働と人身取引の防止に関するプロセス

人権の尊重については、JAL グループ人権方針に基づく人権デューデリジェンスを確立し、自社およびサプライチェーン上における人権リスクの特定、人権リスクの評価、人権リスクへの対策の PDCA サイクルを回すことで、常に課題に向き合い、現状を社会に開示し、改善を続けていきます。また、下記のような取り組みにより、自社の商品・サービスの提供に伴う直接的、間接的な人権侵害への加担、あるいは航空機の運航に伴う人身取引への加担を防止していきます。

・人権リスク評価

JAL グループは、自社及びサプライチェーンの倫理的かつ責任あるビジネス慣行の推進、並びにリスクマネジメント強化を目的とし、2018 年度には、自社とグループ会社に対する人権リスク評価をし、バリューチェーンごとに潜在的なリスクの洗い出しをしました。その後、外部の専門家からの助言も得ながら、人権への影響の深刻度と発生可能性から優先的に対応すべき課題を特定し、人権尊重への取り組みへとつなげています。

・ホットラインの設置

JAL グループで働く全社員が利用可能なホットラインを、社内及び社外に設置しており、奴隷労働と人身取引に関する内容を含む人権に関する相談も受け付けています。通報された事項に関しては事実関係の調査を行い、調査結果に基づき、是正措置および再発防止措置を速やかに講じるとともに、必要と認められる場合は、直ちに関係行政機関に報告します。

ホットラインを利用したことを理由として、通報者が不利益な取り扱いが行われないことが約束されています。、関連規程やホットラインの案内はイントラネットに掲載され、閲覧可能にする体制を整えることで全社員への周知を図っています。

・Sedex への参加

JAL グループでは、持続可能なサプライチェーンの構築を推進するため、2015 年より Sedex Information Exchange Limited (Sedex) のグローバル・メンバーシップに加盟し、サプライヤーに対しても Sedex への参加をお願いしています。今後も引き続き、サプライヤーとの信頼関係を構築しながら、Sedex のオンライン情報プラットフォーム等を利用して情報提供をお願いすると共に、リスク評価とモニタリングを実施し、必要に応じ、サプライチェーン上の奴隷労働や人身取引を防止・軽減する対策を講じていきます。

・人身取引に関わる通報・連携体制

航空輸送による人身取引(ヒューマン・トラフィッキング)への加担の防止に向け、人身取引の現場となり得る部門を中心に、国際機関にて検討されている対策を参考にしながら、人身取引と疑わしき事例に遭遇した際の通報、連携の仕組みを設定しました。

4. 奴隷労働と人身取引の防止に関する研修

新入社員研修や新任管理職研修といったさまざまな社内研修の場で「人権啓発」の時間を設ける等、多くの社員に人権を尊重する意識の浸透を図っています。

2018 年度は、人権や調達業務を担当する社員に対する「ビジネスと人権」に関する勉強会を、ビジネスと人権を専門に取り組んでいる弁護士を招いて実施すると共に、サプライチェーンと人権に関する対話を、社外有識者で行いました。

2019 年度には、全社員を対象に「一人一人の尊重と働きがい（人権・労働）」の項目を含む JAL グループ行動規範に関する教育(e-learning)を実施しました。更に、航空輸送による人身取引(ヒューマン・トラフィッキング)への加担の防止に向け、人身取引の現場となり得る部門を中心に、人身取引防止に関する教育を実施しました。

5. 今後の取り組み

JAL グループでは、人権リスクの特定、評価、対策に係る仕組みにより、影響度の大きいリスクを特定し、そのリスクの予防・低減のための対策を講じていきます。特に、サプライチェーンにおける労働者の人権リスクの特定、評価、対策については PDCA サイクルの強化を図り、取り組みを深化させていきます。

また、人権に関する社外有識者との対話の機会を設け、社外の知見を取り入れながら、評価プロセスや対策、教育の有効性を検証し、継続的な改善に結び付けていきます。

加えて、取り組みを統合報告書やウェブサイトを通じて開示することで、人権に関する取り組みの透明性を確保します。

これら取り組みを通じて、JAL グループとサプライチェーンにおいて奴隷労働と人身取引が発生することのないよう、適切に行動していきます。

6. 取締役会の承認

本声明は取締役会の承認を得ており、代表取締役赤坂祐二により署名されています。

赤坂 祐二

2020 年 9 月 23 日

日本航空株式会社 赤坂 祐二(代表取締役社長執行役員)